

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）  
 大学院生研究  
 2012年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院			キリスト教学研究科	キリスト教学専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名			
	キリスト教学研究科・キリスト教学専攻・4年	本橋 瞳 印			
指導教員	所属・職名	氏名			
	キリスト教学科・准教授	加藤 磨珠枝 印			
自然・人文・社会の別	人文	個人・共同の別	個人		
研究課題名	《七秘蹟タペストリー》研究—制作背景と作品解釈を中心に				
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名			
研究期間	2012年度				
研究経費	150	千円（実績額又は執行額）			

**研究の概要**（200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。）

本研究は、新約時代の七秘蹟と旧約聖書の場面が表現されたタペストリーの断片（ニューヨーク、メトロポリタン美術館、2点所蔵。ロンドン、ヴィクトリア&アルバート美術館、1点所蔵。グラスゴー、バーレル卿コレクション、2点所蔵。）からなる作品《七秘蹟タペストリー》を、図像学のおよび様式的な分析から制作年代と制作地の推定および復元図の作成を試みるものであり、さらにロヒール・ファン・デル・ウェイデン作《七秘蹟祭壇画》との比較を行った。またタペストリーの制作背景として、旧・新約時代の秘蹟との予型的な関係性について記されたフィレンツェ公会議大勅書『カンターテ・ドミノ』が制作依頼の動機の一つとなり、図像へと反映された可能性を、大勅書内容と図像との比較、および依頼者の政治的状況から探るものである。

キーワード（研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。）

[ 美術史 ] [ 西洋美術史 ] [ 図像学 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)**研究成果 1:****新たな復元図の作成**

七秘蹟に関するタペストリーと目される断片は、現在は三つの美術館（ニューヨーク、メトロポリタン美術館に 5 点。ロンドン、ヴィクトリア&アルバート美術館に 1 点。グラスゴー、バーレル卿コレクションに 2 点）に所蔵されており、復元についてこれまで三つの試みがあった。

まずロリマーは、メトロポリタン作品 5 点とロンドン作品、グラスゴー作品 1 点を、上下二層に旧・新約毎の秘蹟を並べた復元図を作成した。次にウェルズは新たに、天蓋と祭壇の表現された断片（グラスゴー、バーレル卿コレクション所蔵）に注目し、様式的な類似と断片間の図像の一致から、一連の七秘蹟に関するタペストリーの一部と断定した上で、その断片をロリマーの復元図の中央部分に加えた。コスローとカヴァッロは、後年に作成された『処世術』（1492 年、パリにて刊行）の旧・新約時代の秘蹟図像との比較から、ロリマーを踏襲しつつ、『処世術』の図像サイクルに従った復元図を作成した。しかしながら、この試論はタペストリー断片間の図像一致を無視した荒唐無稽な復元であり到底受け入れられるものではない。

そこで研究代表者は、七秘蹟に関するタペストリーが多く複数形で表されていることに注目し、さらに文献に明記された長さを考慮してウェルズの復元図を採用しつつ、「天蓋のある場面」（グラスゴー所蔵）と左右の断片がそれぞれ独立した、三連のタペストリーであった可能性があると考えた。さらに後世の記述や他作品の図像を元に、ウェルズの復元図にさらに手を加えた復元図を作成するに至ったのである。

**研究成果 2:****ロヒール・ファン・デル・ウェイデン作《七秘蹟祭壇画》との共通点の確認**

先行研究では、タペストリーに表された図像と様式、織り方の特徴から、七秘蹟に関するタペストリーの下絵が 1440～50 年にトゥルネで作成されたことが確認されていた。さらに依頼者は、異論はあるものの、当時のトゥルネ司教ジャン・シュヴローであったと目されている。つまり現存するタペストリーの下絵の図像には、シュヴローの意図が大小なりとも反映された可能性があるかと推測できるのである。ちなみに現存するタペストリーの断片は、後年に織られたものであることがその後の来歴によって明らかにされている。

そこで研究代表者は、シュヴローがタペストリーと同時期に依頼した、ロヒール・ファン・デル・ウェイデン作《七秘蹟祭壇画》（1440～45 年、アントワープ王立美術館所蔵）との図像比較を試みた。《七秘蹟祭壇画》は旧約時代の秘蹟の表現はなく新約時代の七秘蹟のみ表現された三連の祭壇画である。タペストリー作品と《七秘蹟祭壇画》についての関係性については、すでに七秘蹟というテーマ設定にのみ多く触れられる機会があったが、とりわけ具体的な図像比較は全く行われてこなかったのである。図像比較の結果、両作には各七秘蹟図像の構図や配置、秘蹟の執行者の動作の違い、さらに秘蹟の授与方法など、多作例よりも明確な違いが確認できた。つまり、両作はテーマこそ共通しているが、七秘蹟図像の類似性は低いといえるのである。一方で共通点として、中央に位置する祭壇上への中央に聖ペテロとパウロを伴う聖母子図像、さらに各七秘蹟場面に文章が記された巻物の登場が指摘できる。祭壇上の聖母子図像については、同時代作品の中に何度も登場していることがすでに確認されているが、とりわけ聖ペテロとパウロ図像が付随するものに注目すると当時のフランドル地域の作品では他に確認することができない。そして他の七秘蹟図像を見ても巻物が表される他作例はほぼ皆無といえる。つまり、聖ペテロとパウロを伴う聖母子図像、および巻物文章は両作の作図像における最も強い繋がりが確認できるのである。よってこれらの図像は、両作の依頼者シュヴローによって指示された可能性があるかと研究代表者は分析するに至った。また《七秘蹟祭壇画》が三連の祭壇画であることを踏まえるとタペストリーも三連の形式であったことが推察できる。

## 研究成果の概要 つづき

## 研究成果 3 :

## フィレンツェ公会議大勅書『カンターテ・ドミノ』受容の可能性を指摘

旧・新約時代の図像がともに表現された作例は、現存する限り本タペストリーが最古である。予型論的なサイクルを持つ図像の着想源について先行研究では何ら言及されてこなかった。そこで研究代表者は、タペストリーの図像が制作された時代に公布されたフィレンツェ公会議大勅書『カンターテ・ドミノ』(1442年)に注目した。この大勅書は、旧約時代の秘蹟に前表としての価値が見いだされたものであり、新約時代の秘蹟との予型論的な解釈が展開されているのである。『カンターテ・ドミノ』の旧約時代の秘蹟への姿勢は、直前に制定された大勅書『エクスルターテ・デオ』(1439年)とは趣を異にする。『エクスルターテ・デオ』は新約時代の七秘蹟についての規定が記された大勅書であり、さらに旧約時代の秘蹟については「恩恵がない」ものと切り捨てる。つまり『エクスルターテ・デオ』では旧約時代の秘蹟に対する非常に消極的な姿勢が貫かれていたのに対し、『カンターテ・ドミノ』では旧約の秘蹟に対して積極的であるといえる。

旧・新約時代の秘蹟をほぼ同じ割合で上下に配された、七秘蹟に関するタペストリーには、『エクスルターテ・デオ』ではなく、『カンターテ・ドミノ』の旧約時代の秘蹟についての積極的な意識が認められる。さらにタペストリーに表現された巻物文章にも旧・新約時代の秘蹟の予型論的な記述が顕にされていた。また兩大勅書では「聖ペテロとパウロに基づくローマ教会」等という言葉があった(他の大勅書ではほとんど見られない)。「教会」はしばしば聖母像として象徴的に表現されることを踏まえ、以上の大勅書による言及はタペストリーと《七秘蹟祭壇画》の中央の聖母子図像群と共通するといえる。つまり図像を見る限り、大勅書『カンターテ・ドミノ』に表された旧約時代の秘蹟に対する予型論的な姿勢は、タペストリーでは上下の構図と巻物文章として確認することができ、さらに大勅書の文章の一部が、中央の聖ペテロとパウロを伴う聖母子図像に共通しているといえるのである。

研究代表者はすでに、『エクスルターテ・デオ』がシュヴローをして《七秘蹟祭壇画》の制作依頼の動機の一つとなり図像として反映された可能性を大勅書と図像内容との比較および歴史的な省察とともに指摘している。シュヴローは、フィレンツェ公会議の責任者であったローマ教皇エウゲニウス4世からトゥルネ司教へと任じられており(1436年)、教皇から恩恵を享受していた。さらにシュヴローは、顧問官となり忠誠をつくした君主ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンとともに、フィレンツェ公会議とエウゲニウス4世を指示する立場であったのである。そして以上の大勅書の複写がブルゴーニュ公の元へ送られていたことも確認されている。つまりシュヴローは、フィレンツェ公会議大勅書を目にする機会があり、それを受容する立場であった。よって歴史的にも大勅書『カンターテ・ドミノ』の公布と受容が七秘蹟に関するタペストリーの制作動機の一つとなり、大勅書内容が図像へと反映された可能性を後押しするとの分析に至った。また大勅書に従った図像(秘蹟図像と聖母子図像群)が《七秘蹟祭壇画》と七秘蹟に関するタペストリーで表現させることによって「ローマを中心とする教会」が明らかにされていると解釈できる。この思想が、シュヴローが両作品において表現させたいと望んだことであったと考えられるのである。

以上が主要研究成果であるが、さらに天蓋と祭壇のあるタペストリー断片に表現された教皇図像がエウゲニウス4世の肖像である可能性も模索している。

概して本研究の成果としては、まず七秘蹟に関するタペストリーの復元図の作成を行った。さらに復元図を元にロヒール作《七秘蹟祭壇画》との図像を分析した結果、巻物文章と祭壇上の聖母子図像群に両作の共通性を確認することができた。そこでこれらの図像が依頼者シュヴローの意図であったと考察したのである。そしてタペストリーの制作背景の一つとしてフィレンツェ公会議大勅書『カンターテ・ドミノ』を挙げ、図像比較の結果、旧・新約時代の秘蹟の予型論的な関係性にその顕著な類似を見た。また依頼者シュヴローの歴史的な状況とロヒール作《七秘蹟祭壇画》の制作背景を踏まえ、七秘蹟に関するタペストリーは大勅書『カンターテ・ドミノ』受容が制作動機の一つとなり、シュヴローの依頼によって図像へと反映されたと考えられるといえるのである。

※この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 雑誌論文

本橋瞳著「ロヒール・ファン・デル・ウェイデン作《七秘蹟祭壇画》に見られるローマ教会中心主義—主祭壇上の聖母子彫像を巡って—」

『DEREK』

立教大学大学院文学研究科組織神学専攻立教大学大学院キリスト教学研究科、第32号、2012年、27～61頁。